（証券コード　9508）
平成29年６月７日

株　主　各　位

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九　州　電　力　株　式　会　社
代表取締役社長　瓜　生　道　明

第93回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何とぞご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又は電磁的方法による議決権行使が可能でございますので、お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

＜書面による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りください。

＜電磁的方法による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、パソコンから当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net）へアクセスのうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続の際には、後記の「議決権の行使についてのご案内」（22ページから23ページ）を必ずご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1	日　　時	平成29年６月28日（水曜日）午前10時
2	場　　所	福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号 ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」 （末尾のご案内図をご参照ください。）

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、**議決権を行使することができる株主以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけません**のでご注意ください。

3　目的事項

報 告 事 項

1　第93期（平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について

2　会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告について

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分について
第２号議案　取締役全員任期満了につき15名選任について
第３号議案　監査役１名任期満了につき１名選任について
第４号議案　補欠監査役１名選任について

＜株主提案（第５号議案から第９号議案まで）＞

第５号議案　定款の一部変更について（1）
第６号議案　定款の一部変更について（2）
第７号議案　定款の一部変更について（3）
第８号議案　定款の一部変更について（4）
第９号議案　定款の一部変更について（5）

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（３ページから21ページ）に記載してあります。

以　上

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、これらの計算関係書類につきましては、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_index）に掲載しますのでご了承ください。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案から第４号議案までは、会社提案によるものであります。

第１号議案　剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績や財務状況等を総合的に勘案し、普通株式１株につき15円といたしたいと存じます。また、Ａ種優先株式の配当につきましては、定款の定めに基づき、１株につき3,500,000円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1　株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式		
１株につき金 15円	総額	7,109,468,220円
当社Ａ種優先株式		
１株につき金 3,500,000円	総額	3,500,000,000円
計	総額	10,609,468,220円

2　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月29日

第２号議案　取締役全員任期満了につき15名選任について

現任取締役14名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役15名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名にあたっては、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
1	 ぬき　　まさ　よし **貫　　正　義** (昭和20年１月27日生)	昭和43年４月　当社入社 平成19年６月　当社取締役常務執行役員事業開発本部長 兼情報通信本部長 平成21年６月　当社代表取締役副社長お客さま本部長 平成22年６月　当社代表取締役副社長 平成24年４月　当社代表取締役会長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 九州旅客鉄道株式会社社外取締役	５１,１０３株
		〔取締役候補者とした理由〕 平成19年に取締役に就任以来10年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成21年の代表取締役副社長への就任を経て、平成24年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">
瓜生道明（うりゅう みちあき）
（昭和24年３月18日生）</td><td>昭和50年４月　当社入社
平成21年６月　当社取締役常務執行役員火力発電本部長
平成23年６月　当社代表取締役副社長火力発電本部長
平成24年１月　当社代表取締役副社長
平成24年４月　当社代表取締役社長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
株式会社九電工社外監査役（平成29年６月28日退任予定）
株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員</td><td>24,900株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成21年に取締役に就任以来８年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成23年の代表取締役副社長への就任を経て、平成24年に代表取締役社長に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">
佐藤尚文（さとう なおふみ）
（昭和26年８月27日生）</td><td>昭和51年４月　当社入社
平成24年６月　当社取締役常務執行役員業務本部長
平成26年６月　当社代表取締役副社長
平成29年４月　当社代表取締役副社長ビジネスソリューション統括本部長、ＣＳＲに関する事項
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員
株式会社ＲＫＢ毎日ホールディングス社外取締役</td><td>21,111株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成24年に取締役に就任以来５年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成26年に代表取締役副社長に就任し、当社の経営全般にわたり社長の業務執行を補佐しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">
あら　まき　とも　ゆき
荒 牧 智 之
（昭和27年10月23日生）</td><td>昭和50年４月　当社入社
平成24年６月　当社取締役常務執行役員人材活性化本部長兼社長室長
平成26年６月　当社取締役常務執行役員人材活性化本部長、
社長室に関する事項
平成27年６月　当社代表取締役副社長、社長室に関する事項、
ＣＳＲに関する事項、危機管理官
平成29年４月　当社代表取締役副社長、社長室に関する事項、
危機管理官
現在に至る</td><td>23,200株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成24年に取締役に就任以来５年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成27年に代表取締役副社長に就任し、当社の経営全般にわたり社長の業務執行を補佐しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">
い　ざき　かず　ひろ
伊 﨑 数 博
（昭和29年１月12日生）</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成24年６月　当社取締役上席執行役員火力発電本部長
平成24年７月　当社取締役上席執行役員発電本部副本部長
平成25年６月　当社取締役常務執行役員発電本部長
平成27年６月　当社代表取締役副社長発電本部長
平成29年４月　当社代表取締役副社長エネルギーサービス事業統括本部長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
日本タングステン株式会社社外取締役</td><td>15,103株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成24年に取締役に就任以来５年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成27年に代表取締役副社長に就任し、発電部門をはじめ経営全般にわたり社長の業務執行を補佐しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2">
さ さ き　ゆう　ぞう
佐々木　有　三
（昭和28年４月18日生）</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成23年６月　当社上席執行役員技術本部長
平成26年６月　当社取締役常務執行役員技術本部長
平成28年６月　当社代表取締役副社長技術本部長
平成29年４月　当社代表取締役副社長テクニカルソリューション統括本部長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
株式会社富士ピー・エス社外取締役
株式会社九電工社外監査役（平成29年６月28日就任予定）</td><td>26,400株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成26年に取締役に就任以来３年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、平成28年に代表取締役副社長に就任し、土木部門をはじめ経営全般にわたり社長の業務執行を補佐しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">
やま　もと　はる　よし
山　元　春　義
（昭和22年４月25日生）</td><td>昭和47年４月　当社入社
平成21年６月　当社取締役常務執行役員川内原子力総合事務所長
平成23年６月　当社代表取締役副社長原子力発電本部長
兼川内原子力総合事務所長
平成24年６月　当社代表取締役副社長原子力発電本部長
平成24年７月　当社代表取締役副社長発電本部長
平成25年６月　当社代表取締役副社長
平成27年６月　同上退任
平成27年６月　当社取締役
平成27年10月　当社取締役（原子力発電事業に係る社長特命事項）
現在に至る</td><td>32,006株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成21年に取締役に就任以来８年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、そのうち平成23年から平成27年まで代表取締役副社長を務め、原子力発電部門をはじめ経営全般にわたり社長の業務執行を補佐してまいりました。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
8	 やくしんじ　ひで　おみ **薬真寺　偉　臣** (昭和28年4月8日生)	昭和51年4月　当社入社 平成24年6月　当社取締役上席執行役員立地本部長兼地域共生本部長 平成25年6月　当社取締役常務執行役員立地本部長兼地域共生本部長 平成26年6月　当社取締役常務執行役員地域共生本部長 平成29年4月　当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長 現在に至る	10,601株
		〔取締役候補者とした理由〕 平成22年に執行役員に就任し、主に総務部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、平成24年に取締役に就任以来5年間にわたり当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	
9	 なかむら　あきら **中村　明** (昭和26年6月2日生)	昭和52年4月　当社入社 平成24年7月　当社上席執行役員発電本部（安全・品質保証担当） 平成27年6月　当社取締役常務執行役員発電本部副本部長 平成29年4月　当社取締役常務執行役員原子力発電本部長 現在に至る	29,812株
		〔取締役候補者とした理由〕 平成20年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、平成27年に取締役に就任以来2年間にわたり当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td rowspan="2">
わたなべよしろう
渡辺義朗
（昭和29年１月25日生）</td><td>昭和52年４月　当社入社
平成24年６月　当社執行役員熊本支社長
平成26年６月　当社上席執行役員経営管理本部長
平成27年６月　当社取締役常務執行役員お客さま本部長
平成27年７月　当社取締役常務執行役員営業本部長
平成29年４月　当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長
現在に至る</td><td>12,648株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成24年に執行役員に就任し、主に営業部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
また、平成27年に取締役に就任以来２年間にわたり当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11</td><td rowspan="2">
やまさきたかし
山崎　尚
（昭和28年10月17日生）</td><td>昭和51年４月　当社入社
平成23年７月　当社執行役員大分支社長
平成25年６月　当社上席執行役員電力輸送本部長
平成28年６月　当社取締役常務執行役員電力輸送本部長
平成29年４月　当社取締役常務執行役員送配電カンパニー社長
現在に至る
〈重要な兼職の状況〉
株式会社正興電機製作所社外取締役</td><td>26,300株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成23年に執行役員に就任し、主に電力輸送部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
また、平成28年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
普通株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">12</td><td rowspan="2">
※
犬塚 雅彦（いぬづか まさひこ）
（昭和30年１月11日生）</td><td>昭和53年４月　当社入社
平成24年６月　当社執行役員福岡支社長
平成26年６月　当社上席執行役員業務本部長
平成29年４月　当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部業務本部長
現在に至る</td><td>8,129株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成24年に執行役員に就任し、主に経理部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">13</td><td rowspan="2">
※
池辺 和弘（いけべ かずひろ）
（昭和33年２月17日生）</td><td>昭和56年４月　当社入社
平成24年７月　当社発電本部部長（発電総括）
平成26年６月　当社経営企画本部部長（経営戦略）
平成28年６月　当社執行役員経営企画本部副本部長
平成29年４月　当社執行役員コーポレート戦略部門副部門長
現在に至る</td><td>2,600株</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔取締役候補者とした理由〕
平成28年に執行役員に就任し、主に経営企画部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。
以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</td></tr>
</table>

番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
14	 わたなべ　あきよし **渡 辺 顯 好** （昭和17年８月10日生）	平成８年６月　トヨタ自動車株式会社取締役 平成10年６月　トヨタ自動車九州株式会社取締役（非常勤） 平成13年６月　トヨタ自動車株式会社常務取締役 平成14年６月　同上退任 平成14年６月　トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 平成19年５月　社団法人九州経済連合会（現一般社団法人九州経済連合会）副会長（平成27年６月まで） 平成20年６月　トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長 平成21年６月　当社取締役 現在に至る 平成23年６月　トヨタ自動車九州株式会社相談役 平成23年６月　株式会社九電工取締役（非常勤） 現在に至る 平成27年６月　トヨタ自動車九州株式会社相談役退任 〈重要な兼職の状況〉 株式会社九電工社外取締役	15,500株
		〔取締役候補者とした理由〕 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

番号	氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
15	 きく　かわ　りつ　こ 菊 川 律 子 (昭和27年 2 月22日生)	昭和49年 4 月　福岡県庁入庁 平成17年 4 月　福岡県立社会教育総合センター所長 平成19年 4 月　福岡県立図書館長 平成20年 3 月　福岡県退職 平成20年 4 月　独立行政法人国立青少年教育振興機構理事 平成23年 3 月　同上退任 平成24年 4 月　国立大学法人九州大学理事 平成26年 9 月　同上退任 平成26年10月　放送大学学園特任教授福岡学習センター所長 現在に至る 平成27年 6 月　当社取締役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 放送大学学園特任教授福岡学習センター所長	1,100株
		〔取締役候補者とした理由〕 主として教育分野など長年にわたる国及び地方行政での豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

(※印は、新任候補者であります。)

(注)　1　当社は、薬真寺偉臣氏が代表取締役社長を務める記録情報マネジメント株式会社と古紙リサイクル処理に関する業務委託、物品の購入などの取引を行っております。

2　渡辺顯好氏、菊川律子氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者であります。

3　渡辺顯好氏、菊川律子氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html) に掲載しております。

4　渡辺顯好氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を務めております。

5　菊川律子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国立大学法人九州大学理事などの幅広い経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

6　当社は、渡辺顯好氏、菊川律子氏との間に、それぞれ会社法第423条第 1 項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。

7　渡辺顯好氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって 8 年であります。

8　菊川律子氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって 2 年であります。

第３号議案　監査役１名任期満了につき１名選任について

監査役古荘文子氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役１名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の指名にあたっては、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
 ふる　しょう　ふみ　こ 古 荘 文 子 （昭和28年11月28日生）	昭和57年７月　古荘土地有限会社取締役 平成10年３月　スペシャルオリンピックス日本（現公益財団法人スペシャルオリンピックス日本）理事（平成20年３月まで） 平成12年２月　同上事務局長（平成16年６月まで） 平成18年10月　熊本県教育委員会委員（平成26年10月まで） 平成21年10月　同上委員長（平成24年10月まで） 平成23年10月　古荘土地有限会社代表取締役 現在に至る 平成25年６月　当社監査役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 古荘土地有限会社代表取締役	３,５００株
	〔監査役候補者とした理由〕 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外監査役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

（注）１　古荘文子氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。

２　古荘文子氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、同氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。

３　当社は、古荘文子氏との間に、会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。

４　古荘文子氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任について

社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者の指名にあたっては、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
 しお　つぐ　　き よ あき 塩　次　喜代明 （昭和22年10月８日生）	平成４年４月　学校法人松山大学経営学部教授 平成５年３月　同学退職 平成５年４月　九州大学（現国立大学法人九州大学）経済学部教授 平成13年６月　株式会社産学連携機構九州取締役（非常勤） 平成15年４月　九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻長（ビジネス・スクール長）（平成17年３月まで） 平成21年４月　同学大学院統合新領域学府長（平成23年３月まで） 平成21年６月　株式会社産学連携機構九州取締役退任 平成23年３月　九州大学退職 平成23年３月　同学名誉教授 現在に至る 平成23年４月　公立大学法人福岡女子大学国際文理学部教授 平成24年４月　同学国際文理学部特命教授 平成26年６月　株式会社ゼンリン取締役（非常勤） 現在に至る 平成29年３月　公立大学法人福岡女子大学退職 〈重要な兼職の状況〉 株式会社ゼンリン社外取締役	なし
	〔補欠監査役候補者とした理由〕 長年にわたる経営学の専門家としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外監査役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

（注）　1　塩次喜代明氏は、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 8 号に定める社外監査役候補者の要件を充たしております。
2　塩次喜代明氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、同氏が社外監査役に就任した場合には、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。
3　塩次喜代明氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間に、会社法第423条第 1 項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

＜株主提案（第５号議案から第９号議案まで）＞

第５号議案から第９号議案までは、株主提案（70名）によるものであります。

第５号議案　定款の一部変更について（1）

◆提案内容

第２条（目的）を以下のとおり変更します。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)　電気事業 (2) 〜　　〈省　　略〉 (18)	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)　電気事業（原子力発電事業を行わない） (2) 〜　　〈現行どおり〉 (18)

◆提案理由

福島原発事故から６年が経ち、やっと原子炉の中がロボットによって見えてきた。公開された写真によれば、２号機には原子炉下の格納容器の床に大きな穴があいており、放射線量は最大530シーベルトと運転中の原子炉内部に匹敵する強さである。福島原発事故の原子力産業へ与えた影響は計り知れず、東芝の経営危機もその延長線上にある。日本では、政府の厚い保護の下、再稼働路線が引かれ、当社がその最先端を走っている。安全運転を強調するが、東芝の経営危機は米国での安全対策が経営を圧迫したことが原因と言える。幾重にも安全対策を施すことで安全は確保されるが、それは同時に経営への大きな負担となることを東芝が教えている。当社も欧米並みの安全対策を講じれば、経営を大きく圧迫するはずだが、そういう話は聞かない。欧米に比べ安全コストが軽んじられているのか。当社が明日の東芝、明日の東電とならないために原子力発電事業を行わない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力発電は、平成26年４月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けられております。

また、平成27年５月に国の発電コスト検証ワーキンググループで示された原子力の発電単価は、新規制基準を踏まえた追加的安全対策費や、福島第一原子力発電所事故を踏まえた事故リスク対応費用を織り込んでも、

他の電源と比べて遜色ないものとされております。

これらを踏まえ、当社は、福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさないという固い決意のもと、国会、政府、民間等の事故調査委員会などからの指摘や事故の教訓を踏まえ策定された新規制基準への適合はもとより、さまざまな安全対策を実施することにより、安全性の向上に努め、原子力発電を今後もベースロード電源として活用していくこととしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第 6 号議案　定款の一部変更について (2)

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第 7 章　その他
（「福島原発事故を最大の教訓とする」を社是とする）
第40条　当会社は電力供給という公益を担う電力会社として、「福島原発事故を最大の教訓とする」ことを社是とする。その教訓を受け止める体制を取締役会直属の組織として設置する。その構成は各専門家、現地自治体と住民、消費者、避難者その他とする。

◆提案理由

福島原発事故は、地震・津波に対する予見があったにも関わらず、対策を怠った東京電力による人災である。賠償を含めた全ての責任は同社にある。しかし、21兆 5 千億円もの廃炉・損害賠償等のうち、7.9兆円の損害賠償の資金は「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」からの交付金である。これは原子力事業会社11社から回収することになっているが、貸付金ではないため必ずしも返済義務がない。当社も原賠機構へ累計で700億円近く負担しているが、全て電気料金に転嫁されている。事故に対する国や東電の責任も曖昧なまま、負担だけを国民に押し付けている。汚染地域での除染の実態も、賠償を打ち切られて、帰還を強制される人達にとっては全く不十分なものである。年間20ミリシーベルト以下というレベルは安全値ではない。かつての水俣をはじめとする公害の中で、常に「加害者の言う安全」が押し付けられてきたことを繰り返すことは許されない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさないという固い決意のもと、国会、政府、民間等の事故調査委員会などからの指摘や事故の教訓を踏まえ策定された新規制基準への適合はもとより、さまざまな安全対策を実施し、安全性の向上に努めております。

原子力の安全への取組みについては、終わりがないことを強く自覚し、規制の枠に留まることなく、更なる安全性・信頼性向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めていくことを、中期経営方針に定めております。

また、社長を委員長とする「全社安全推進委員会」のもと、原子力発電をはじめ当社事業運営において、地域の皆さまの「安心」と信頼確保につながる安全対策を強化するとともに、社員一人ひとりが「安全」を最優先する風土・文化を醸成してまいります。

このように、当社は、今後とも、更なる安全・安心を追求していく考えであり、また、定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第７号議案　定款の一部変更について（3）

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（ＣＳＲを見直すための組織の設置）
第41条　社会的要求に基づき当社のＣＳＲを根本的に見直す。ＣＳＲを見直すための体制を取締役会直属の組織として設置する。その構成員には市民団体を招聘する。

◆提案理由

当社は2011年６月のいわゆるやらせメール問題以降、当社のＣＳＲ活動に力を入れている。しかしながらＣＳＲ推進体制は、先進的な他社に比較しきわめて脆弱である。当社は公益企業であると同時に原子力を取り扱っており福島第一原発事故で明らかなように重大なリスクを有している。したがって、リスクの発生元としての説明責任は極めて大きい。現在、川内原発１、２号機の稼働及び玄海原発３、４号機の再稼働が大きな課題となっている。九州管内の多くの住民は原発の稼働に不安を抱え反対している。これらの住民の声はＣＳＲに反映されていない。また、一部の説明会等の開催では限られた九電消費者しか理解していないのが現状である。これら、ＣＳＲの組織の抜本的改正と検証は当社の今後の経営には不可欠である。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、ＣＳＲの基本方針として「九州電力グループＣＳＲ憲章」を制定するとともに、社長を委員長とするＣＳＲ推進会議を設置し、グループ会社も含めＣＳＲの取組みの浸透を図っております。取組みにあたっては、ＣＳＲの世界標準を織り込んだガイドラインである日本経団連の「企業行動憲章」に基づく評価や、お客さまモニターや社外有識者からのご意見・ご助言等も踏まえ、取組みを自律的に改善・充実させております。

また、原子力に対する地域の皆さまの不安は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえると、当然のことであると受け止め、引き続き安全性確保に万全を期すことはもとより、訪問活動や発電所見学会などのフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーション活動を行い、地域の皆さまの不安や疑問の声を事業運営に反映するよう努めております。

このように、当社は、今後とも、ＣＳＲ経営を徹底していく考えであり、また、定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第 8 号議案　定款の一部変更について (4)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（原子炉機器等安全調査委員会の設置）
第42条　当会社は、原子力発電の安全性を検証するため取締役を委員長とする、原子炉機器等安全調査委員会を設置する。その構成は各専門家、現地自治体と住民、消費者、避難者その他とする。

◆提案理由

フランス原子力安全局の調査で、日本鋳鍛鋼がフランスへ輸出した蒸気発生器水室で炭素偏析が起こり、強度不足が明らかとなった。強度不足とは、鋼材に炭素濃度が高い領域が存在することで、硬くはなるがしなやかさがなくなり、材料として脆くなる。その結果、炭素濃度があるレベル以上になると脆性破壊の危険性が増す。同社の鋼材を使っている原発は、当社の玄海１、２、３、４号、川内１、２号などがある。問題がないかどうか、フランスで実施している非破壊検査や化学的、電気的な検査、超音波での検査などを行い、安全性を確認する必要がある。しかし、原子力規制委員会は「必要なし」と書類検査だけで「合格」とした。ところが、玄海１号機はブランク材の分析値でＪＩＳ規格を上回る0.30％の炭素濃度が計測されており、他の原発も含め安全性が危惧される。よって、当社に原子炉機器等安全調査委員会を設置し、徹底的な安全性の検査を行う。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電所における機器等の品質管理を確実に行うために、社長によるトップマネジメントのもと、原子力安全を最優先に位置付けた品質保証の体制、仕組みを構築しており、適切に運用しております。

ご指摘のありました、玄海原子力発電所１、２、３、４号機、川内原子力発電所１、２号機の原子炉容器に使用している日本鋳鍛鋼株式会社製の鍛造材については、規格を上回る炭素偏析の可能性がある部分を除去していることを、製造記録等により確認しております。また、蒸気発生器水室については、同社製の鍛造材を使用しておりません。

さらに、原子力規制委員会においては、当社原子力発電所の原子炉容器に使用している鍛造材について、規格で定められた炭素濃度を超えるような部分が残っているおそれはないと評価されております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第 9 号議案　定款の一部変更について (5)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（電源別コスト等検証委員会の設置）
第43条　当会社に電源別コスト等検証委員会を設置し、より正確な電源別コスト計算を行い、今後の電源構成の参考とする。なお、検証委員会は、各専門家、現地自治体、住民、消費者、避難者その他とする。

◆提案理由

福島原発事故費用の新たな試算は21兆 5 千億円とのこと。その内訳は、賠償7.9兆円、廃炉 8 兆円、除染 4 兆円、中間貯蔵施設1.6兆円となっている。膨れ上がる事故費用に対し、経産省は原発優遇策を示した。それは、賠償費7.9兆円のうち2.4兆円について、「原発を保有する電力会社が事故に備えて積み立てておくべきだった」として、「過去分」の名目で新電力にも負担させるという。原発の電気は嫌だと新電力を選択した消費者からも2020年度から40年間、送電線の使用料に上乗せして負担を求める。予定より早く廃炉を決めた原発が現れた場合、不足分はやはり新電力の利用者にも回ってくる。当社や経産省は、今でも原発が一番安い電源であると主張するが、そうであるなら、原発の電気はいらないと新電力を選択した利用者に負担を求めるべきではない。よって、電源別コスト等検証委員会を設置し、より正確なコスト計算を行い正確な情報を発信する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、将来の電源構成を検討するにあたり、安全の確保を大前提に、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策、経済性などの面を総合的に勘案しており、電源別の発電コストも十分に考慮しております。

また、原子力発電は、平成26年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「重要なベースロード電源」と位置付けられており、国の発電コスト検証ワーキンググループが平成27年 5 月に公表した電源別の発電コストにおいても、ＬＮＧ火力や石炭火力などの他の電源と比較して、遜色のないものとされております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

議決権の行使についてのご案内

1　当日ご出席いただけない場合のご案内

議決権行使書、電磁的方法による議決権行使のほか、議決権を有する他の株主さまおひとりに委任して議決権をご行使いただけます。

2　書面による議決権行使のご案内

議決権行使書による議決権行使は、株主総会の前日（平成29年６月27日〔火曜日〕）午後５時までに到着したものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

3　電磁的方法による議決権行使のご案内

⑴　電磁的方法による議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（http://www.web54.net 以下「議決権行使サイト」といいます。）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

（電磁的方法により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますので、ご注意ください。）

⑵　電磁的方法による議決権行使は、株主総会の前日（平成29年６月27日〔火曜日〕）午後５時までに行使されたものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申しあげます。

⑶　書面と電磁的方法により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

⑷　電磁的方法により、複数回数の議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

⑸　議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。

【パスワードのお取扱い】

① パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管ください。

② パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。

③ パスワードは一定回数以上間違えて入力すると、ご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続ください。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

① インターネットにアクセスできること

② 画面の解像度が、横800ドット×縦600ドット（ＳＶＧＡ）以上であること

③ 次のアプリケーションをインストールし、使用できる状態であること

(ア) マイクロソフト社が現在サポートしているバージョンの Microsoft® Internet Explorer

(イ) アドビシステムズ社が現在サポートしているバージョンの Adobe® Reader®

（議決権行使サイトで、参考書類や事業報告をご覧になる場合）

（Microsoft® 及び Internet Explorer は米国マイクロソフト社の、Adobe® Reader® はアドビシステムズ社の、それぞれ米国及び各国における登録商標又は商標です。）

電磁的方法による議決権行使に関してパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

◆三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話　0120-652-031（フリーダイヤル）（午前９時～午後９時）

4　議決権電子行使プラットフォームのご案内

機関投資家の皆さまにつきましては、予めお申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号
ホテルニューオータニ博多　４階「鶴の間」

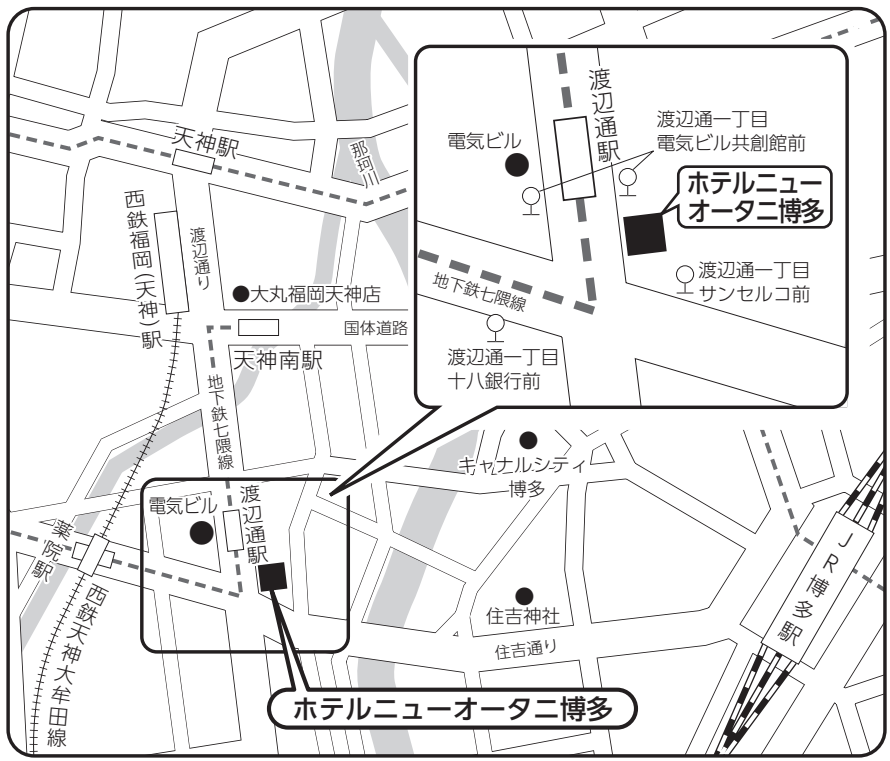

交　　通　・ＪＲ博多駅より　　バス（約10分）
・天　神　よ　り　　バス又は地下鉄（約３～10分）
・西鉄薬院駅より　　徒歩（約７分）

お 願 い　・お車でのご来場はご遠慮ください。
・グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。
何とぞご理解賜りますようお願い申しあげます。

お知らせ　・「定時株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）への掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、輸出など一部に弱い動きがみられたものの、設備投資が増加するなど緩やかな回復基調が続きました。九州経済は、４月の平成28年熊本地震で生じた需要減少等の影響が和らぐもとで、生産・住宅投資・公共投資の増加、輸出の持ち直しの動きなどにより、緩やかに回復してきました。

当期の業績につきましては、平成28年熊本地震に伴う特別損失の計上はありましたが、玄海原子力発電所３、４号機が発電再開に至っていないなか、グループ一体となって費用削減に取り組んだことや、平成27年８月以降に発電を再開した川内原子力発電所の安定稼働などにより燃料費が減少したことなどから、黒字となりました。これに加え、連結子会社において、海外電気事業からの受取配当金の増加などもあり、増益となりました。

当期の連結収支につきましては、収入面では、電気事業において、再エネ特措法交付金や他社販売電力料の増加はありましたが、燃料費調整の影響による料金単価の低下や販売電力量の減少などにより電灯電力料が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前期に比べ0.4％減の１兆8,275億円となりました。また、エネルギー関連事業において、受取配当金が増加したことなどにより、経常収益は0.3％減の１兆8,456億円となりました。一方、支出面では、電気事業において、再生可能エネルギー電源からの他社購入電力料は増加しましたが、グループ一体となって費用削減に取り組んだことや、川内原子力発電所の安定稼働や燃料価格の下落などにより燃料費が減少したことなどから、経常費用は0.5％減の１兆7,514億円となりました。

以上により、経常利益は前期に比べ3.6％増の942億円となりました。

また、平成28年熊本地震に伴う特別損失の計上はありましたが、法人税等の減少などから、親会社株主に帰属する当期純利益は7.9％増の792億円となりました。

なお、玄海原子力発電所３、４号機は新規制基準への適合性審査が続いており、当社は引き続きグループ一体となって、安全確保・法令遵守・安定供給を前提に、徹

（ご参考）売上高（営業収益）と親会社株主に帰属する当期純損益の推移

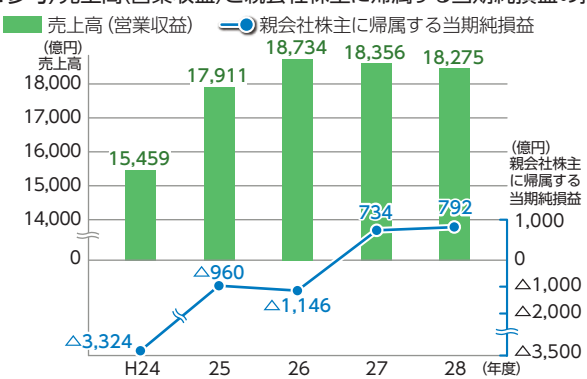

（ご参考）販売電力量の推移

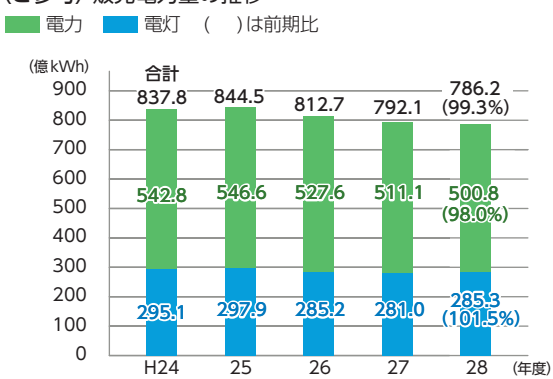

（注）四捨五入のため、内訳と合計の数値が合わないことがあります。

底した費用削減に努めるとともに、玄海原子力発電所の早期再稼働に向けた取組みを進めてまいります。

事業別の業績（内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

a 電気事業

当期の販売電力量につきましては、電灯は、６月から10月の気温が前年に対し高めに推移したことによる冷房需要の増加などから、前期に比べ1.5％の増加となりました。また、電力は、一部工場における生産の減少などから、2.0％の減少となりました。この結果、総販売電力量は786億２千万kWhとなり、0.7％の減少となりました。

一方、供給面につきましては、川内原子力発電所１、２号機の安定稼働に加え、新エネルギー等の増加に対して火力、揚水等の発電設備の総合的な運用を行うことにより、安定した電力をお届けすることができました。

当期の業績につきましては、売上高は、再エネ特措法交付金や他社販売電力料は増加しましたが、燃料費調整の影響による料金単価の低下や販売電力量の減少などにより電灯電力料が減少したことなどから、前期に比べ0.4％減の１兆6,850億円となりました。一方、営業費用は、再生可能エネルギー電源からの他社購入電力料は増加しましたが、グループ一体となって費用削減に取り組んだことや、川内原子力発電所の安定稼働や燃料価格の下落などにより燃料費が減少したことなどから、0.6％減の１兆5,867億円となりました。以上により営業利益は2.3％増の983億円となりました。

b エネルギー関連事業

エネルギー関連事業は、電気設備の建設・保守など電力の安定供給に資する事業、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えするため、ガス・ＬＮＧ販売、再生可能エネルギー、エネルギーサービス事業等を展開しています。また、九電グループが培ってきた技術・ノウハウを活かし、海外エネルギー事業の強化や九州域外におけるエネルギー事業の展開などにも取り組んでいます。

売上高は、スマートメーター導入に伴う従来型計器の整備受託の減少はありましたが、発電所補修工事の増加などにより、前期に比べ0.3％増の1,852億円、営業利益は、スマートメーター導入に伴う従来型計器の整備受託の減少などにより、7.0％減の100億円となりました。

c 情報通信事業

情報通信事業は、保有する光ファイバ網やデータセンターなどの情報通信事業基盤や事業ノウハウを活用し、データ通信、光ブロードバンド、電気通信工事・保守、情報システム開発、データセンター事業等を展開しています。

〈事業別の業績〉

	売上高			営業利益		
	金額（億円）	対前期増減（億円）	前期比（％）	金額（億円）	対前期増減（億円）	前期比（％）
電気事業	16,850	△ 72	99.6	983	21	102.3
エネルギー関連事業	1,852	5	100.3	100	△ 7	93.0
情報通信事業	1,014	△ 21	98.0	84	△ 17	82.7
その他の事業	249	△ 18	93.0	45	2	104.6
計	19,966	△ 106	99.5	1,214	△ 1	99.9
内部取引消去	△1,691	24	−	11	25	−
連結	18,275	△ 81	99.6	1,226	23	102.0

(注)「電気事業」は、当社事業から附帯事業を除いたものであります。

売上高は、光ブロードバンドサービスに係る収入の増加などはありましたが、情報システム開発受託の減少などにより、前期に比べ2.0%減の1,014億円、営業利益は、光ブロードバンドサービス拡大に伴う租税公課や減価償却費の増加などにより、17.3%減の84億円となりました。

d その他の事業

その他の事業は、不動産、住宅関連サービス、介護事業等を主たる事業とする生活サービス事業と、環境・リサイクル事業を展開しています。

売上高は、不動産販売に係る収入の減少などにより、前期に比べ7.0%減の249億円、営業利益は、賃貸建物の減価償却費の減少などにより、4.6%増の45億円となりました。

2 対処すべき課題

当社は、平成27年に策定した「九州電力グループ中期経営方針」（平成27～31年度）に基づき、原子力発電所の早期再稼働、あらゆる収支改善対策、電力・ガスの小売全面自由化を勝ち抜くための取組みなどに、最大限の努力を傾注してまいりました。

今後も、中期経営方針に掲げた「日本一のエネルギーサービスを提供する企業グループ」を目標として、全力を挙げて以下の取組みを推進し、お客さまから信頼され、選ばれ続ける企業を目指してまいります。

なお、昨年４月に発生した「平成28年熊本地震」により、当社設備は多大な被害を受けましたが、各自治体・関係機関をはじめ、地域の皆さまや、全国の電力会社の方々のご協力を得て、本震発生から４日後には、送電をほぼ完了いたしました。今後も、被災地の電力の安定供給の確保に向け、設備の本格復旧に努めてまいります。

Ⅰ 九州のお客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えしてまいります

- **電力の安定供給**につきましては、質の高い電気を安定的かつ効率的にお客さまにお届けし続けるため、電力設備の着実な保全、設備形成を図り、安全・安定運転を徹底してまいります。

  原子力発電につきましては、玄海原子力発電所３、４号機の一日も早い再稼働に向け、全社を挙げて対応してまいります。また、川内原子力発電所における特定重大事故等対処施設の設置などに関する国の審査や検査に、グループ一体となって対応するとともに、更なる安全性向上のための自主的かつ継続的な取組みを進めてまいります。

  また、火力発電につきましては、競争力と安定性を備えた電源を確保するため、松浦発電所２号機の開発を着実に進めるとともに、燃料トレーディングの実施など、燃料調達における柔軟性向上と競争力強化を図ってまいります。

  さらに、再生可能エネルギーにつきましては、地熱や水力などの開発を積極的に進めるとともに、太陽光などの気象条件等による出力変動が大きい電源は、電力の安定供給を前提としつつ、受入れ拡大に努めてまいります。

  これらの取組みを進めるにあたっては、将来の環境変化にも柔軟に対応できるよう、原子力、石炭、ＬＮＧ及び再生可能エネルギーによるバランスの取れた供給体制を構築してまいります。

- **エネルギーサービスの提供**につきましては、「電気をお届けする」会社から多様な「エネルギーサービス

を提供する」企業グループを目指して、お客さまのニーズにお応えできる最適なサービスメニューを、グループ一体となってお届けしてまいります。

電力小売の全面自由化への対応として、お客さまのニーズに応じた料金プランや「九電あんしんサポート」などを提供するとともに、本年４月から全面自由化が始まったガス事業につきましては、ご家庭向けに「きゅうでんガス」の販売を開始しました。今後、オール電化に加え、お客さまのご要望に応じて、ガスも組み合わせた多様なエネルギーサービスを展開してまいります。

Ⅱ 九電グループの強みを活かして、成長市場で発展してまいります

- **海外電気事業**につきましては、本年３月、世界最大規模の地熱発電所であるインドネシアのサルーラ地熱発電所の初号機が、営業運転を開始しましたが、引き続き、２、３号機の営業運転開始に向けて、着実に工事を進めてまいります。今後とも、市場の成長性が高いアジアを中心に、発電事業を拡大してまいります。

  また、ケニアにおける地熱発電所の運営状況の調査など、海外コンサルティングにつきましても、引き続き積極的に展開し、海外事業の開発能力強化、グループ全体の収益機会の拡大に資する案件を実施してまいります。

- **九州域外における電気事業**につきましては、出光興産株式会社及び東京ガス株式会社と共同で設立した株式会社千葉袖ケ浦エナジーが、石炭火力発電所開発に向け、環境影響評価の手続きなどを進めております。

  また、昨年４月に、九電みらいエナジー株式会社が関東エリアでの電力販売を開始しており、引き続き、他社との提携などによる営業強化に努めてまいります。

- **再生可能エネルギー事業**につきましては、当社と九電みらいエナジー株式会社が共同で山川バイナリー発電所の建設を進めるとともに、同社が参加するコンソーシアムが新たに北九州市響灘地区で洋上風力の開発に向けた検討を開始するなど、安定供給や環境への影響を考慮しながら国内外で積極的に展開してまいります。

Ⅲ 強固な事業基盤を築いてまいります

- **事業の基盤となる人づくり**につきましては、競争時代を勝ち抜くため、事業戦略の実現に資する人材の育成に向け、採用・育成・キャリアパスなど人材マネジメントの改革に取り組むとともに、多様な人材を活かすダイバーシティ推進への取組みを展開してまいります。

  また、**組織づくり**につきましては、環境が大きく変化する中においても、スピード感をもって、柔軟に対応できる組織・業務運営体制を構築してまいります。具体的には、本年４月に、事業分野ごとの特性に応じた最適な事業戦略のもと、自律的な業務運営を推進するため、これまでの本部等を統括する「統括本部」を新たに設置しました。

  併せて、送配電事業において、組織上も、高い独立性・中立性を実現するため、企画管理や内部監査の機能を有する「送配電カンパニー」を設置しました。

- **九電グループにおける財務基盤・競争力**につきましては、海外や九州域外における電気事業をはじめとする成長事業への投資などにより、収益拡大に努め、さらに、事業活動全般にわたる徹底した効率化に取り組み、競争力を強化することで、収支の改善、財務基盤

の回復を図ってまいります。

また、グループ一体となった技術開発などを推進し、競争優位性の確保に取り組んでまいります。

○ **安全・安心の追求**につきましては、全ての事業活動の基本として、これを最優先に取り組んでまいります。

本年４月には、社長を委員長とする「全社安全推進委員会」を設置し、地域の皆さまの「安心」と信頼確保につながる安全対策を強化するとともに、社員一人ひとりが「安全」を最優先する風土・文化を醸成してまいります。

特に、原子力につきましては、本年４月に社長直轄組織として「原子力発電本部」、「原子力監査室」を設置し、トップの強いリーダーシップのもと、規制対応に留まらない自主的な安全対策などを実施してまいります。また、地域コミュニケーション機能等を強化した「立地コミュニケーション本部」を設置し、フェイス・トゥ・フェイスの対話活動や積極的な情報発信などを、より一層充実させてまいります。

○ **ＣＳＲ（企業の社会的責任）経営**につきましては、法令遵守はもとより、誠実かつ公正な行動により、社会から信頼される事業運営を徹底してまいります。

また、社会とのコミュニケーションを強化し、いただいた声を事業運営に的確に反映してまいります。併せて、迅速で分かりやすい情報発信を徹底し、事業活動の透明性を高めてまいります。

さらに、昨年５月に設立した「九電みらい財団」が中心となり、大分県坊ガツル湿原一帯の環境保全、次世代育成支援を推進するとともに、グループ全体で各地域の課題解決のための活動に取り組んでまいります。

今後、エネルギー事業を取り巻く環境は、変化し続けることが予想されます。

しかしながら、いかなる事業環境においても、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九州電力の思い」のもと、「低廉で良質なエネルギーを安定してお届けすることを通じて、お客さまや地域・社会の生活や経済活動を支える。」という当社の使命は変わるものではありません。

当社といたしましては、グループ一体となった取組みを進めることにより、持続的な成長を目指すとともに、ステークホルダーの皆さまへの価値提供を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

（ご参考）九州電力グループ中期経営方針

○ **2030年のありたい姿**

「日本一のエネルギーサービス」を提供する企業グループ
～やっぱり！エネルギーは九電グループ～

○ **ありたい姿に向けた３つの戦略の柱**

Ⅰ　基盤である九州において、「電気をお届けする」会社から「エネルギーサービスを提供する」企業グループとなり、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えし、地域・社会とともに発展していく

Ⅱ　九電グループが培ってきた強みを活かして、海外エネルギー事業、九州域外エネルギー事業、再生可能エネルギー事業で成長していく

Ⅲ　戦略実行に必要な組織力を強化し、強固な事業基盤を築く

○ **成長事業の目標**

	２０１５年	２０３０年
海外電気事業（発電事業持分出力）	１５０万kW	５００万kW
九州域外電気事業（電源開発量）	―	２００万kW
再生可能エネルギー事業（開発量）	１５０万kW	４００万kW

（注）2015年の数値は、「九州電力グループ中期経営方針」策定時の実績です。

3 設備投資の状況

当期は、当社グループ（当社及び連結子会社）全体で総額3,100億円の設備投資を行いました。

事業区分	金額（億円）
電気事業	2,719
エネルギー関連事業	180
情報通信事業	233
その他の事業	11
内部取引消去	△ 43
合計	3,100

また、当期中に完成した設備及び建設中の設備のうち、主なものは次のとおりであります。

a 発電設備

	名称	出力（kW）
完成	汽力 新大分発電所3号系列第4軸（増設）	459,400
建設中	汽力 松浦発電所2号機（増設）	1,000,000

b 送電設備

	名称	電圧（kV）	亘長（km）
建設中	日向幹線（新設）	500	124.0

c 変電設備

	名称	電圧（kV）	出力（万kVA）
完成	東九州変電所（増設）	500	150

4 資金調達の状況

当期における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の外部資金調達は次のとおりであります。

a 社　　債

発 行 額　　３，０００億円

償 還 額　　１，３００億円

b 借 入 金

借 入 額　　２，９９６億円

返 済 額　　３，７９５億円

（注） 社債の発行額には、平成29年３月30日に発行したユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（総額1,500億円）を含んでおります。

5 財産及び損益の状況の推移（連結）

区分＼期	第90期 平成25年度	第91期 平成26年度	第92期 平成27年度	第93期 平成28年度(当期)
売上高（億円）	17,911	18,734	18,356	18,275
経常利益又は経常損失(△)（億円）	△ 1,314	△ 736	909	942
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)（億円）	△ 960	△ 1,146	734	792
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	△203.19	△242.38	155.17	159.97
総資産（億円）	45,498	47,847	47,482	45,875

6 重要な子会社等の状況

a　重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社キューデン・インターナショナル	23,150	100.0 (100.0)	海外電気・ガスその他のエネルギー事業を営む会社の有価証券取得及び保有
九州通信ネットワーク株式会社	22,020	100.0 (100.0)	電気通信回線の提供
大分エル・エヌ・ジー株式会社	7,500	98.0 (98.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
株式会社電気ビル	3,395	92.0 (90.4)	不動産の管理及び賃貸
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	4,000	75.0 (75.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
九電みらいエナジー株式会社	669	100.0 (100.0)	再生可能エネルギー事業
ニシム電子工業株式会社	300	100.0 (100.0)	電気通信機器製造販売、工事及び保守
株式会社キャピタル・キューデン	285	100.0 (100.0)	有価証券の取得、保有及び事業資金の貸付
九電テクノシステムズ株式会社	327	85.2 (81.4)	電気機械器具の製造、販売及び電気計測機器の整備、保守管理
株式会社九電ハイテック	200	100.0 (100.0)	電力設備の保守及び補修
西日本空輸株式会社	360	54.7 (54.7)	航空機による貨物の輸送
西日本プラント工業株式会社	150	85.0 (85.0)	発電所の建設及び保修工事
九州高圧コンクリート工業株式会社	240	51.3 (51.3)	コンクリートポールの生産及び販売
九電産業株式会社	117	100.0 (99.6)	発電所の環境保全関連業務
九電ビジネスソリューションズ株式会社	100	100.0 (100.0)	情報システム開発、運用及び保守
株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	100	61.3 (0.0)	コンピューターソフトウェアの開発及び販売
西日本技術開発株式会社	40	100.0 (68.8)	土木・建築工事の調査及び設計
九電不動産株式会社	32	98.1 (88.5)	不動産の賃貸及び用地業務の受託
九州メンテナンス株式会社	10	82.0 (34.0)	不動産の清掃、保守
キューデン・インターナショナル・ネザランド	6,545	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド	4,071	60.0 (60.0)	ＬＮＧ船の購入、保有、運航、定期傭船(貸出)
キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	百万米ドル 181	100.0 (100.0)	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社の株式保有、管理(資金、税務、会計等)
キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	百万米ドル 171	100.0 (0.0)	ウィートストーンＬＮＧプロジェクトの鉱区権益・資産保有、生産物引取・販売
九電新桃投資股份有限公司	百万台湾ドル 2,400	100.0 (0.0)	新桃ＩＰＰ事業会社への出資
キューデン・サルーラ	百万シンガポールドル 72	100.0 (0.0)	地熱発電事業

(注)　1　出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)
　　2　九電産業株式会社は、株式交換により、平成29年４月１日付で、当社直接保有の比率が100%になりました。

b　重要な関連会社の状況

会　社　名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
戸畑共同火力株式会社	9,000	50.0（50.0）	火力発電事業
株式会社九電工	11,632	23.0（22.8）	電気工事
株式会社福岡クリーンエナジー	5,000	49.0（49.0）	廃棄物の処理及び電気・熱の供給
大分共同火力株式会社	4,000	50.0（50.0）	火力発電事業
株式会社キューヘン	225	35.9（35.9）	電気機械器具の製造及び販売
誠新産業株式会社	200	27.3（18.0）	電気機械器具の販売
株式会社九建	100	15.2（15.2）	送電線路の建設及び保修工事
ｷｭｳｼｭｳ・ﾄｳﾎｸ・ｴﾝﾘｯﾁﾒﾝﾄ・ｲﾝﾍﾞｽﾃｨﾝｸﾞ社	百万ユーロ 104	50.0（50.0）	ウラン濃縮事業への投資
エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクスパン社	百万メキシコペソ 641	50.0（0.0）	天然ガスを燃料とした発電事業
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクスパン社	百万メキシコペソ 493	50.0（0.0）	天然ガスを燃料とした発電事業

（注）　出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。（括弧内は当社直接保有の比率であります。）

7 主要な事業内容

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
電気事業	電力供給
エネルギー関連事業	液化天然ガスの受入・貯蔵・気化・送出及び販売、再生可能エネルギー事業、電気機械器具の製造及び販売、電力設備の保守及び補修、発電所の建設及び保修工事、コンクリートポールの生産及び販売、発電所の環境保全関連業務、土木・建築工事の調査及び設計
情報通信事業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守、情報システム開発・運用及び保守
その他の事業	有価証券の取得・保有及び事業資金の貸付、不動産の管理及び賃貸、用地業務の受託

8 主要な事業所

a　当社の主要な事業所

(a)　本店及び支社

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本店	福岡市	長崎支社	長崎市	鹿児島支社	鹿児島市
北九州支社	北九州市	大分支社	大分市	東京支社	東京都千代田区
福岡支社	福岡市	熊本支社	熊本市		
佐賀支社	佐賀市	宮崎支社	宮崎市		

(b)　主要な発電所

設備別		発電所名（所在地）
水力		天山（佐賀県）、松原、女子畑、柳又（以上大分県）、黒川第一、大平（以上熊本県）、上椎葉、岩屋戸、塚原、諸塚、山須原、西郷、小丸川、川原、一ツ瀬、大淀川第一、大淀川第二（以上宮崎県）
汽力		新小倉、苅田、豊前（以上福岡県）、松浦、相浦（以上長崎県）、新大分（大分県）、苓北（熊本県）、川内（鹿児島県）
原子力		玄海（佐賀県）、川内（鹿児島県）
内燃力		豊玉、新壱岐、福江第二、新有川（以上長崎県）、新種子島、竜郷、名瀬、新徳之島（以上鹿児島県）
新エネルギー等	風力	野間岬ウインドパーク（鹿児島県）
	地熱	滝上、大岳、八丁原、八丁原バイナリー（以上大分県）、大霧、山川（以上鹿児島県）
	太陽光	メガソーラー大牟田（福岡県）

b　重要な子会社の主要な事業所

会社名	本店所在地	会社名	本店所在地
株式会社キューデン・インターナショナル	福岡県福岡市	九電産業株式会社	福岡県福岡市
九州通信ネットワーク株式会社	福岡県福岡市	九電ビジネスソリューションズ株式会社	福岡県福岡市
大分エル・エヌ・ジー株式会社	大分県大分市	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	熊本県熊本市
株式会社電気ビル	福岡県福岡市	西日本技術開発株式会社	福岡県福岡市
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	福岡県北九州市	九電不動産株式会社	福岡県福岡市
九電みらいエナジー株式会社	福岡県福岡市	九州メンテナンス株式会社	福岡県福岡市
ニシム電子工業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・ネザランド	オランダ王国
株式会社キャピタル・キューデン	福岡県福岡市	パシフィック・ホープ・シッピング・リミテッド	バハマ国
九電テクノシステムズ株式会社	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	オーストラリア連邦
株式会社九電ハイテック	福岡県福岡市	キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	オーストラリア連邦
西日本空輸株式会社	福岡県福岡市	九電新桃投資股份有限公司	台湾
西日本プラント工業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・サルーラ	シンガポール共和国
九州高圧コンクリート工業株式会社	福岡県福岡市		

9 従業員の状況

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の従業員数は次のとおりであります。

事業区分	従業員数（名）
電気事業	11,050
エネルギー関連事業	6,424
情報通信事業	2,394
その他の事業	1,021
合計	**20,889**

（注） 従業員数は、就業人員で記載しております。

10 主要な借入先

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な外部借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高（億円）
株式会社日本政策投資銀行	3,110
株式会社みずほ銀行	2,643
株式会社三井住友銀行	2,091
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,457
株式会社国際協力銀行	1,401
明治安田生命保険相互会社	1,300
日本生命保険相互会社	984
株式会社福岡銀行	850
株式会社西日本シティ銀行	785
三井住友信託銀行株式会社	600

メ　モ

2 会社の株式に関する事項

当期末の当社の株式に関する事項は次のとおりであります。

1 発行可能株式総数　10億株

a　普通株式　10億株　　b　A種優先株式　1,000株

2 発行済株式の総数

a　普通株式　4億7,418万3,951株　　b　A種優先株式　1,000株

3 株　主　数

a　普通株式　15万1,075名　　b　A種優先株式　1名

4 大　株　主

a　普通株式

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
明治安田生命保険相互会社	22,882	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	21,070	4.4
日本生命保険相互会社	14,763	3.1
高知信用金庫	13,082	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,109	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	11,517	2.4
九栄会	10,490	2.2
株式会社みずほ銀行	9,669	2.0
株式会社福岡銀行	8,669	1.8
株式会社三井住友銀行	8,474	1.8

(注)　1　持株比率は、自己株式(219,603株)を除いて計算しております。
　　2　九栄会は、当社の従業員持株会であります。

b　A種優先株式

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社日本政策投資銀行	1,000	100.0

3 会社の新株予約権に関する事項

当社は、平成29年３月30日付で、ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

名称	2020年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債	2022年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債
社債の総額	750億円	750億円
新株予約権の数	7,500個	7,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を 転換価額で除した数とする。	本社債の額面金額の総額を 転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに 金銭の払込みは要しない。	本新株予約権と引換えに 金銭の払込みは要しない。
転換価額	1,434円	1,471円
新株予約権の行使期間	平成29年（2017年）４月13日から 平成32年（2020年）３月17日まで	平成29年（2017年）４月13日から 平成34年（2022年）３月17日まで
社債の残高	750億円	750億円

4 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地　位	担　当	重要な兼職の状況
貫　正義	代表取締役会長		九州旅客鉄道株式会社社外取締役
瓜生　道明	代表取締役社長		株式会社九電工社外監査役 株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員
佐藤　尚文	代表取締役副社長		西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員 株式会社ＲＫＢ毎日ホールディングス社外取締役
荒牧　智之	代表取締役副社長	社長室に関する事項、 ＣＳＲに関する事項、危機管理官	
伊﨑　数博	代表取締役副社長	発電本部長	日本タングステン株式会社社外取締役
佐々木　有三	代表取締役副社長	技術本部長	株式会社富士ピー・エス社外取締役
山元　春義	取　締　役	原子力発電事業に係る社長特命事項	
薬真寺　偉臣	取　締　役	常務執行役員、地域共生本部長	
中村　明	取　締　役	常務執行役員、発電本部副本部長	
渡辺　義朗	取　締　役	常務執行役員、営業本部長	
長尾　成美	取　締　役	常務執行役員、経営企画本部長	
山﨑　尚	取　締　役	常務執行役員、電力輸送本部長	株式会社正興電機製作所社外取締役
渡辺　顯好	取　締　役		株式会社九電工社外取締役
菊川　律子	取　締　役		放送大学学園特任教授福岡学習センター所長
平野　俊明	常任監査役(常勤)		
長　宣也	監　査　役(常勤)		
亀井　英次	監　査　役(常勤)		
古荘　文子	監　査　役		古荘土地有限会社代表取締役
井上　雄介	監　査　役		九州債権回収株式会社代表取締役会長
古賀　和孝	監　査　役		弁護士（古賀・花島法律事務所） マックスバリュ九州株式会社社外監査役

(注)　1　取締役山﨑　尚氏及び監査役亀井英次、同井上雄介、同古賀和孝の３氏は、平成28年６月28日開催の第92回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。

2　平成28年６月28日開催の第92回定時株主総会の終結の時をもって、代表取締役吉迫　徹氏及び監査役小野丈夫、同内海善雄の両氏は任期満了により退任し、監査役山出和幸氏は辞任しました。

3　取締役渡辺顯好、同菊川律子の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

4　監査役古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
5　取締役渡辺顯好、同菊川律子の両氏及び監査役古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の３氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。
　なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html）に掲載しております。
6　監査役長　宣也氏は、当社の経理部長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7　平成28年６月28日開催の第92回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に定める補欠監査役として塩次喜代明氏が選任されております。
8　平成29年４月１日付で、下記のとおり、担当を変更しております。

氏　名	担　当
佐藤尚文	ビジネスソリューション統括本部長、ＣＳＲに関する事項
荒牧智之	社長室に関する事項、危機管理官
伊﨑数博	エネルギーサービス事業統括本部長
佐々木有三	テクニカルソリューション統括本部長
薬真寺偉臣	常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長
中村　明	常務執行役員、原子力発電本部長
渡辺義朗	常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長
長尾成美	常務執行役員、コーポレート戦略部門長
山﨑　尚	常務執行役員、送配電カンパニー社長

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　15名　　414百万円
監査役　９名　　105百万円

（注）1　上記のうち、社外役員（社外取締役及び社外監査役）７名に対する報酬等の額は38百万円であります。
2　当事業年度に係る取締役賞与については、支給しないことといたしました。
3　上記の取締役及び監査役の員数には、平成28年６月28日開催の第92回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役２名、並びに辞任した監査役１名が含まれております。
4　株主総会決議による月例報酬限度額は、次のとおりであります。
　取締役　月額60百万円以内
　監査役　月額14百万円以内
5　株主総会決議による取締役賞与限度額は、年額140百万円以内であります。

3 社外役員に関する事項

a　取締役
(a)　渡辺顯好
ア　重要な兼職先と当社との関係
　同氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を兼職しており、当社は同社と電気工事に関する業務委託などの取引を行っております。

イ　当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会20回全てに出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑹　**菊川律子**
ア　重要な兼職先と当社との関係
同氏は、放送大学学園特任教授福岡学習センター所長を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。
イ　当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会20回中19回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

b　**監査役**
⑻　**古荘文子**
ア　重要な兼職先と当社との関係
同氏は、古荘土地有限会社の代表取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。
イ　当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会20回中17回、監査役会14回中13回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑹　**井上雄介**
ア　重要な兼職先と当社との関係
同氏は、九州債権回収株式会社の代表取締役会長を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。
イ　当事業年度における主な活動状況
平成28年６月28日就任後に開催された取締役会14回中11回、監査役会10回中９回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

⑹　**古賀和孝**
ア　重要な兼職先と当社との関係
同氏は、古賀・花島法律事務所の弁護士（所長）及びマックスバリュ九州株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示するべき関係はありません。
イ　当事業年度における主な活動状況
平成28年６月28日就任後に開催された取締役会14回中13回、監査役会10回全てに出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

c　**責任限定契約の内容の概要**
当社は、社外役員全員との間に、それぞれ会社法第423条第１項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

5 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　84百万円

(注)　1　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　149百万円

(注)　当社の重要な子会社である大分エル・エヌ・ジー株式会社、株式会社電気ビル、株式会社キャピタル・キューデン、九電不動産株式会社、キュウシュウ・エレクトリック・オーストラリア社、キュウシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、九電新桃投資股份有限公司、キューデン・サルーラは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断する場合、その他会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

[取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制]

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行の法令・定款への適合及び会社業務の適正を確保するため、以下の体制を整備する。

1 取締役の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

○　取締役会は、原則として毎月１回、また必要に応じて随時開催し、予め定めた規程に則り、経営上の重要な事項について審議・決定する。また、取締役及び執行役員の職務執行を監督するため、職務の執行状況の報告を定期的に受ける。

　取締役会の意思決定・監督機能の有効性について取締役会構成メンバーによる評価を定期的に行う。

○　取締役会は、その監督機能の有効性を高めるため、２名以上の社外取締役の設置などにより、当社から独立した立場からの助言等を受ける。

　取締役候補者の指名や報酬などに関して、社外取締役の適切な関与・助言を得る。

○　取締役会は、法令や企業倫理、社内規程等の遵守の徹底を図るため､社長を委員長とし社外の有識者等を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、公正な事業活動を推進する。

○　取締役及び執行役員は、全ての事業活動の規範として定められた「九州電力グループＣＳＲ憲章」及びこれに基づく行動規範である「コンプライアンス行動指針」を率先して実践する。

　特に、託送業務における公平・中立を確保するため、規定や組織・業務運営体制を整備し、従業員に周知・徹底する。

○　取締役及び執行役員は、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断する。

○　取締役会、取締役及び執行役員は、監査役が、適法性を欠くおそれのある事実、あるいは会社へ著しい損害を与えるおそれのある事実等に対して勧告及び助言を行った場合は、これを尊重する。

2 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

○　取締役会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については、社内規程に基づき、管理責任箇所を定め適正に保存・管理する。

○　職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する基本方針、規程に基づき必要に応じたセキュリティの確保を図る。

3 リスク管理に関する体制

○　経営に影響を与えるリスクについては、リスク管理に関する規程に基づき、定期的にリスクの抽出、分類、評価を行い、全社大及び部門業務に係る重要なリスクを明確にする。

○　各部門及び事業所は、明確にされた重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み、適切に管理する。

○　複数の部門等に関わるリスク及び顕在化のおそれがある重大なリスクについては、関連する部門等で情報を共有したうえで、対応体制を明確にし、適切に対処する。

○　特に、原子力については、社外の知見や意見等も踏まえ、幅広いリスクの把握に努めるとともに、取締役、執行役員等による情報の共有化を行い、継続的にその低減を図る。

○　これらのリスク等が顕在化し、非常災害や社会的信用を失墜させる事態、その他会社経営及び社会に重大な影響を与える事象が発生した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施する。

4 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

○　取締役会決定事項のうち予め協議を必要とする事項や、社長が会社の業務執行を統轄するにあたり重要な業務の実施に関する事項について協議するための組織として、「経営会議」を設置する。また、重要事項についての事前の審議・調整を行うための会議体を必要に応じて設置する。

○　会社業務の執行にあたり、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図るため、「執行役員」を設置する。

○　取締役会は、代表取締役及び執行役員の業務委嘱、業務担当等を定め、代表取締役及び執行役員は、これに基づき業務の執行にあたる。

○　取締役、執行役員及び従業員の適正かつ効率的な職務執行を確保するため、「組織・権限規程」において、各部署の分掌事項、各職位の基本的役割と職務及び権限等を定める。

5 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

⑴　法令等の遵守のための体制

○　各部門等に「コンプライアンス責任者」を設置し、「コンプライアンス委員会」において策定した基本的な方針や提言、審議した具体策等に従い、企業倫理・法令等の遵守を推進する。

○　コンプライアンスの徹底を図るため、従業員に対するＩＴ利用に伴うリスク管理も含めた教育・研修等を行い、「九州電力グループＣＳＲ憲章」及び「コンプライアンス行動指針」の浸透と定着を図る。

○　当社及びグループ会社の社員等からコンプライアンスに関する相談を受け付けるため、「コンプライアンス相談窓口」を社内、社外にそれぞれ設置し、相談者保護など、適切な運営を図る。

○　財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制を整備することによって、財務報告の信頼性確保を図る。

⑵　内部監査の体制

○　業務運営の適正性と経営効率の向上等を図るため、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や保安活動に係る品質保証体制及び業務執行の状況等について監査する。

○　原子力事業については、原子力に特化した内部監査組織を設置し、保安活動に係る品質保証体制及びこれに基づく業務執行の状況等について監査する。

○　送配電事業については、業務執行に対し中立性を持った内部監査組織を部門内に設置し、送配電事業における法令等の遵守や保安活動に係る品質保証体制及び業務執行の状況等について監査する。

6 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

○　企業グループ全体の基本理念や経営方針等を共有し、グループ一体となった経営を推進する。

○　グループの経営課題に対処するため、グループ会社にリスク等への対応策を織り込んだ事業計画の策定や実績の報告を求めるとともに、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、グループ会社との事前協議を行う。

○　企業グループの公正な事業活動を推進するため、グループ会社と一体となったコンプライアンス教育等を実施し、「九州電力グループＣＳＲ憲章」の周知・浸透を図るとともに、グループ各社において、行動指針の策定や内部通報

窓口の設置等の促進を図る。

○　企業グループ内における相互の緊密な情報連携のため、重要なグループ会社で構成する各種会議体を設置するとともに、企業グループの情報ネットワークの活用を図る。

○　当社内部監査組織は、グループ会社に対し、必要に応じて監査を実施する。

7 監査役の職務執行の実効性を確保するための体制

⑴　**監査役を補助するスタッフの体制**

○　監査役の職務を補助するため、専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な人員を配置する。

⑵　**監査役スタッフの独立性を確保するための体制**

○　監査役室に所属する従業員は、監査役の指揮命令の下で職務を執行する。

○　監査役室に所属する従業員の人事に関する事項については、監査役と事前に協議する。

⑶　**監査役への報告に関する体制**

○　取締役、執行役員及び従業員は、監査役から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。

　グループ会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員は、当社監査役から重要な業務執行に関する事項の報告・説明を求められた場合は、これに応じる。

○　取締役及び執行役員は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告を行う。

　グループ会社の取締役、執行役員及び監査役は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに当社監査役に報告を行う。

○　取締役は、監査役に上記の報告を行った者がそれにより不利な取扱いを受けないように適切に対応する。

⑷　**その他監査役の監査の実効性を確保するための体制**

○　取締役は、監査役からの「経営会議」等重要会議への出席要請に応じるとともに、重要文書の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査及び費用の確保に協力する。

○　代表取締役及び内部監査部門は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。

［当該体制の運用状況の概要］

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の整備・運用状況については、各部門における自己評価及び内部監査部門による監査を行い、取締役会にて確認いたしました。当事業年度における運用状況の概要については次のとおりであります。

- 取締役会を、原則として毎月１回、また必要に応じて随時開催し、企業経営の重要事項の決定並びに業務の執行状況の監督を行っております（平成28年度20回開催）。

　なお、取締役会の意思決定・監督機能の有効性については、取締役会構成メンバーによる評価を定期的に行い、取締役会にて確認しております。

- 独立性の高い社外取締役を２名選任し、その経験や知見から、取締役会等において議案審議等に必要な発言や助言を受けるなど、経営に対する監督機能の強化を図っております。
- 「コンプライアンス委員会」を設置（平成28年度２回開催）し、コンプライアンス経営に関する提言や取組み状況のモニタリング等を行うとともに、「コンプライアンス相談窓口」を設置、運営し、コンプライアンス経営を推進しております。
- 送配電ネットワーク利用等に関する規定や組織・業務運営体制の整備などにより、託送業務における公平性・透明性の確保、情報管理の徹底に努めております。

- 情報の取扱いや情報セキュリティに関する規定及び管理体制を整備し、情報の適正な保存・管理を行うとともに、必要に応じたセキュリティの確保を図っております。
- 非常災害等をはじめ事業全般における様々なリスクの抽出、評価を定期的に行い、重要なリスクを明確にするとともに、対応策を事業計画に織り込むなど、リスク管理の徹底を図っております。
- 「経営会議」（平成28年度43回開催）及び各種会議体を設置し、企業経営上の重要な意思決定に関する協議などを行っております。
- 「組織・権限規程」など関係規定を整備するとともに、業務運営体制や責任と権限を明確化し、適正かつ効率的な業務執行に努めております。
- 財務報告に関する内部統制を適正に運用し、必要に応じて是正できる体制整備を図るとともに、「財務報告開示委員会」を設置、運営し、財務報告の信頼性、適正性の確保に努めております。
- 平成27～31年度の５か年を対象とする「グループ中期経営方針」を策定し、グループ内の緊密な情報連携を図ることなどにより、持続的な成長を目指したグループ一体となった経営を推進しております。
- 業務執行に対し中立性を持った内部監査部門を設置し、法令等の遵守や業務執行状況、保安活動に係る品質保証等に関する監査や必要に応じた提言を実施することなどにより、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図っております。
- 監査役の職務を補助する専任組織として「監査役室」を設置するとともに、監査の計画立案、実施等において内部監査部門と緊密な連携を図ることなどにより、監査役の監査の実効性、効率性を高めております。

連結貸借対照表（平成29年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**3,817,910**
電気事業固定資産	**2,337,449**
水力発電設備	270,206
汽力発電設備	206,881
原子力発電設備	239,979
内燃力発電設備	16,839
新エネルギー等発電設備	13,562
送電設備	629,154
変電設備	219,907
配電設備	620,995
業務設備	114,099
その他の電気事業固定資産	5,823
その他の固定資産	**330,060**
固定資産仮勘定	**487,450**
建設仮勘定及び除却仮勘定	467,401
原子力廃止関連仮勘定	20,048
核燃料	**252,138**
装荷核燃料	73,956
加工中等核燃料	178,182
投資その他の資産	**410,811**
長期投資	149,743
退職給付に係る資産	11,041
繰延税金資産	129,562
その他	121,822
貸倒引当金（貸方）	△ 1,357
流動資産	**769,630**
現金及び預金	414,476
受取手形及び売掛金	191,348
たな卸資産	64,344
繰延税金資産	39,437
その他	60,983
貸倒引当金（貸方）	△ 959
合計	**4,587,541**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**3,165,756**
社債	1,104,296
長期借入金	1,684,741
災害復旧費用引当金	188
退職給付に係る負債	99,526
資産除去債務	217,278
繰延税金負債	354
その他	59,370
流動負債	**838,636**
１年以内に期限到来の固定負債	414,545
短期借入金	117,272
支払手形及び買掛金	59,412
未払税金	17,059
災害復旧費用引当金	1,238
その他	229,108
引当金	**8,570**
渇水準備引当金	8,570
負債合計	**4,012,964**
株主資本	**570,410**
資本金	237,304
資本剰余金	120,844
利益剰余金	212,945
自己株式	△ 685
その他の包括利益累計額	**△ 19,444**
その他有価証券評価差額金	3,597
繰延ヘッジ損益	△ 1,389
為替換算調整勘定	△ 3,590
退職給付に係る調整累計額	△ 18,062
非支配株主持分	**23,611**
純資産合計	**574,577**
合計	**4,587,541**

連結損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,704,883**
電気事業営業費用	1,574,890
その他事業営業費用	129,993
営業利益	(122,640)
営業外費用	**46,528**
支払利息	36,008
その他	10,519
当期経常費用合計	**1,751,412**
当期経常利益	**94,234**
渇水準備金引当又は取崩し	**943**
渇水準備金引当	943
特別損失	**10,450**
財産偶発損	297
災害特別損失	10,153
税金等調整前当期純利益	**82,840**
法人税等	**2,230**
法人税等	5,745
法人税等調整額	△ 3,515
当期純利益	**80,610**
非支配株主に帰属する当期純利益	**1,339**
親会社株主に帰属する当期純利益	**79,270**

収益の部

科目	金額
営業収益	**1,827,524**
電気事業営業収益	1,681,066
その他事業営業収益	146,458
営業外収益	**18,122**
受取配当金	3,311
受取利息	2,351
持分法による投資利益	7,211
その他	5,248
当期経常収益合計	**1,845,646**

計算書類

貸借対照表（平成29年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部

科目	金額
固定資産	**3,493,333**
電気事業固定資産	**2,372,269**
水力発電設備	273,373
汽力発電設備	209,251
原子力発電設備	243,974
内燃力発電設備	17,461
新エネルギー等発電設備	13,821
送電設備	636,709
変電設備	223,777
配電設備	631,923
業務設備	116,153
休止設備	41
貸付設備	5,782
附帯事業固定資産	**8,068**
事業外固定資産	**3,820**
固定資産仮勘定	**435,561**
建設仮勘定	411,702
除却仮勘定	3,810
原子力廃止関連仮勘定	20,048
核燃料	**252,138**
装荷核燃料	73,956
加工中等核燃料	178,182
投資その他の資産	**421,474**
長期投資	106,327
関係会社長期投資	188,399
長期前払費用	7,202
前払年金費用	20,020
繰延税金資産	100,037
貸倒引当金（貸方）	△ 514
流動資産	**648,223**
現金及び預金	361,338
売掛金	162,897
諸未収入金	31,658
貯蔵品	47,420
前払金	162
前払費用	534
関係会社短期債権	3,446
繰延税金資産	35,161
雑流動資産	6,169
貸倒引当金（貸方）	△ 565
合計	**4,141,556**

負債及び純資産の部

科目	金額
固定負債	**2,922,360**
社債	1,104,396
長期借入金	1,499,852
長期未払債務	7,391
リース債務	1,528
関係会社長期債務	2,616
退職給付引当金	69,117
災害復旧費用引当金	188
資産除去債務	215,118
雑固定負債	22,151
流動負債	**774,160**
1年以内に期限到来の固定負債	387,669
短期借入金	114,000
買掛金	40,334
未払金	41,353
未払費用	101,941
未払税金	11,470
預り金	2,129
関係会社短期債務	45,207
諸前受金	27,672
災害復旧費用引当金	1,199
雑流動負債	1,181
引当金	**8,570**
渇水準備引当金	8,570
負債合計	**3,705,091**
株主資本	**435,503**
資本金	**237,304**
資本剰余金	**120,872**
資本準備金	31,087
その他資本剰余金	89,784
利益剰余金	**77,781**
利益準備金	59,326
その他利益剰余金	18,454
海外投資等損失準備金	12
繰越利益剰余金	18,442
自己株式	**△ 454**
評価・換算差額等	**961**
その他有価証券評価差額金	961
純資産合計	**436,464**
合計	**4,141,556**

損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部

科目	金額
営業費用	**1,597,195**
電気事業営業費用	**1,586,717**
水力発電費	37,544
汽力発電費	324,879
原子力発電費	193,940
内燃力発電費	19,263
新エネルギー等発電費	8,046
地帯間購入電力料	936
他社購入電力料	408,949
送電費	78,437
変電費	38,646
配電費	137,863
販売費	43,424
休止設備費	14
貸付設備費	30
一般管理費	96,178
接続供給託送料	24
原子力廃止関連仮勘定償却費	821
再エネ特措法納付金	151,199
電源開発促進税	31,370
事業税	15,201
電力費振替勘定（貸方）	△ 57
附帯事業営業費用	**10,478**
空調事業営業費用	1,994
ガス供給事業営業費用	8,197
その他附帯事業営業費用	286
営業利益	**(99,535)**
営業外費用	**42,101**
財務費用	**34,062**
支払利息	33,427
社債発行費	634
事業外費用	**8,039**
固定資産売却損	46
雑損失	7,993
当期経常費用合計	**1,639,297**
当期経常利益	**68,883**
渇水準備金引当又は取崩し	**943**
渇水準備金引当	943
特別損失	**9,598**
財産偶発損	236
災害特別損失	9,362
税引前当期純利益	**58,340**
法人税等	**△ 2,716**
法人税等	△ 624
法人税等調整額	△ 2,092
当期純利益	**61,057**

収益の部

科目	金額
営業収益	**1,696,731**
電気事業営業収益	**1,685,082**
電灯料	594,823
電力料	747,682
地帯間販売電力料	555
他社販売電力料	33,521
託送収益	25,331
事業者間精算収益	3,889
再エネ特措法交付金	262,410
電気事業雑収益	16,500
貸付設備収益	366
附帯事業営業収益	**11,648**
空調事業営業収益	2,183
ガス供給事業営業収益	8,613
その他附帯事業営業収益	850
営業外収益	**11,449**
財務収益	**8,195**
受取配当金	5,884
受取利息	2,311
事業外収益	**3,254**
固定資産売却益	907
雑収益	2,346
当期経常収益合計	**1,708,180**

〈ご参考〉

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、以下に示したインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html

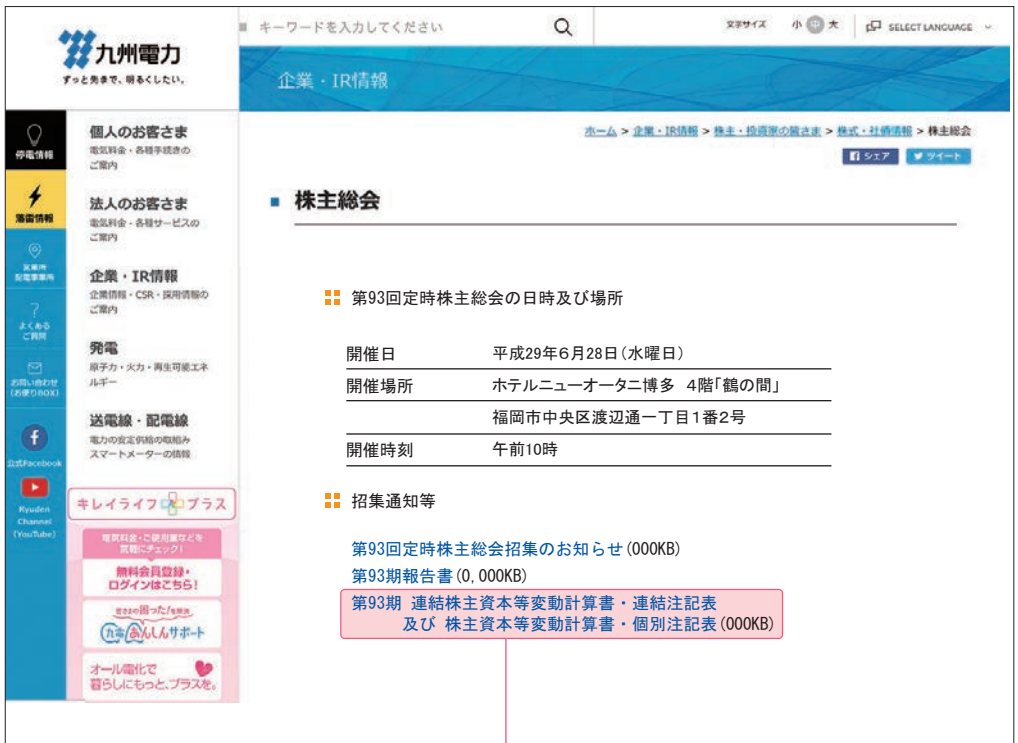

※この画面はイメージです。

第93期 連結株主資本等変動計算書・連結注記表
及び 株主資本等変動計算書・個別注記表

メ　モ

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本 野 正 紀	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 澤　　啓	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 嵜　　健	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、九州電力株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表のその他の注記に記載されているとおり、会社は、平成28年10月１日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号）が施行されたことに伴い、使用済燃料再処理等積立金、使用済燃料再処理等引当金及び使用済燃料再処理等準備引当金を取り崩している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

九州電力株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本野正紀	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野澤　啓	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮嵜　健	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、九州電力株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表のその他の注記に記載されているとおり、会社は、平成28年10月１日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号）が施行されたことに伴い、使用済燃料再処理等積立金、使用済燃料再処理等引当金及び使用済燃料再処理等準備引当金を取り崩している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④原子力発電所の安全対策については、より一層の安全確保に向けた取組みを進めていることを確認しております。監査役会は、今後も実施状況等を注視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

九州電力株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）	平野俊明	㊞
監査役（常勤）	長　宣也	㊞
監査役（常勤）	亀井英次	㊞
監査役	古荘文子	㊞
監査役	井上雄介	㊞
監査役	古賀和孝	㊞

(注) 監査役古荘文子、監査役井上雄介及び監査役古賀和孝は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上